

(問い合わせ先)
令和5年2月22日
広島県農林水産局
担当者：向井
内線：3502
電話：082-513-3502

世羅町における高病原性鳥インフルエンザの発生に係る移動制限区域の解除 及び一部消毒ポイントの運営終了について（県内6例目 第8報）

令和5年2月22日
畜産課

1月21日に、世羅町で発生した高病原性鳥インフルエンザ（県内6例目）については、移動制限区域（発生農場から半径3km圏内の家きんや卵などの移動を禁止する区域）を設定していましたが、家畜伝染病予防法で規定された発生農場の防疫措置の完了から21日を経過したため、国と協議し、2月22日（水）午前0時をもって解除しました。

なお、一部の消毒ポイントの運営を、2月22日（水）0時に終了しました。

1 移動制限区域の解除

令和5年2月22日（水）午前0時00分

※今回制限解除となるのは、1農場（約9.8万羽）。

2 消毒ポイントの運営終了について

終了日時：令和5年2月22日（水）午前0時00分

終了した消毒ポイント：⑦せらの里（三原交通隣）（世羅郡世羅町本郷1794-1）

4か所においては、引き続き、畜産関係車両の消毒を実施。

3 報道機関へのお願い

- （1）我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。
- （2）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いします。特に、ヘリコプターやドローンを使用するの取材は、防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- （3）今後とも、本件に関する情報提供に努めてまいりますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

(別紙)

消毒ポイント一覧表

番号	場 所	運営状況
①	終了（2月7日(火)午前0時）	
②	三次市三和支所	継続
③	世羅町せらにし支所	継続
④	東広島市福富支所	継続
⑤	三良坂IC パーキングエリア	継続
⑥	終了（2月16日(木)午前0時）	
⑦	せらの里（三原交通隣）	終了 （2月22日(水)午前0時）